

学校法人京都文教学園役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都文教学園（以下、「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員等の報酬等とは、報酬、手当、退職慰労金、退職記念品その他の役員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(3) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる出張旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表1のとおり役員報酬を支給する。

2 評議員には、別表1のとおり報酬を支給する。

3 費用に関しては法人が認めた場合は支給する。

(退職慰労金)

第4条 役員が退任したときは、別表2のとおり退職慰労金を支給する。ただし、役員と評議員の重複期間を除く在任期間を通算して勤続5年未満の場合は支給しない。なお、役員と評議員の重複期間は役員の在任期間として算定する。また、本学園教職員期間については在任期間に含めない。

(退職記念品)

第5条 評議員が退任したときは、在任期間1年につき20,000円相当の退職記念品を支給する。ただし、評議員の在任期間を通算して勤続5年未満の場合は支給しない。また、役員と評議員の重複期間および本学園教職員期間については在任期間に含めない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は昭和54年4月1日から施行する。

平成5年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成27年4月1日改正（第1条・第3条・第5条）

令和2年4月1日改正（規程名・第5条）

令和6年4月1日改正（全面改正）

別表 1

| 役職 | 所属 | 月額報酬（円） | 年額報酬（円） |
|------|----------|-----------|------------|
| 理事長 | | 1,500,000 | 18,000,000 |
| 常務理事 | この法人の教職員 | 100,000 | 1,200,000 |
| 理事 | この法人の教職員 | 支給しない | 支給しない |
| | 上記以外の者 | — | 100,000 |
| 監事 | | 50,000 | 600,000 |
| 評議員 | この法人の教職員 | 支給しない | 支給しない |
| | 上記以外の者 | — | 50,000 |

別表 2

| 役職 | 金額 |
|------|----------------------|
| 理事長 | 在任期間 1 年につき 180,000円 |
| 常務理事 | 在任期間 1 年につき 60,000円 |
| 理事 | 在任期間 1 年につき 40,000円 |
| 監事 | 在任期間 1 年につき 40,000円 |
| 評議員 | 在任期間 1 年につき 20,000円 |